

# 学習塾講師検定準会場実施手順書

公益社団法人全国学習塾協会

この手順書は、検定の厳正さ・公平さを保つために、学習塾講師検定(以下、検定)の準会場実施について定めたものです。

準会場実施責任者は準会場での検定実施にかかる一切の責任を負うこととなりますので、準会場実施責任者は手順書に従い、厳正かつ公平に検定を実施してください。厳正かつ公平に検定を実施しているか確認のため、協会関係者が準会場を巡回することがあります。なお、本手順書に違反した場合は、当該準会場の受検者全員を失格とし、受検料は一切返金いたしません。また、今後準会場の使用を認めないことがあります。

## 1. 検定日

- ・申し込んだ検定日を遵守してください。いかなる例外も認められません。

## 2. 検定実施時間

- ・検定は60分で実施ください。遅刻した場合も他の受検者と同じ時刻に終了してください。

(詳細は、「4. 遅刻者と棄権者への対応」を参照)

- ・受検者は、開始時刻と終了時刻を合わせてください。複数の時間帯で実施することは認められません。また、複数会場で実施する場合も同一時間に実施してください。
- ・開始時刻は10時から16時までの間に設定してください。

## 3. 会場・監督の手配、準会場実施手順書の理解

- ・検定の実施に適切な会場の手配をしてください。
- ・1教室につき1名以上の監督者を配置してください。
- ・準会場実施責任者以外に監督者が必要な場合はその手配をしてください。
- ・監督者全員が本手順書と「準会場の手引き」を熟読し、あらかじめ検定実施の流れと要点を理解したうえで、厳正かつ公平に検定を実施してください。
- ・監督者は検定を受検することができません。
- ・受検者が以下のような不正と疑わしき行為を行わないよう、厳重に監視してください。
  - ①検定開始前に問題用紙・答案用紙に手を触れる行為
  - ②携帯電話やその他電子機器類の使用
  - ③参考書、問題集などの閲覧
  - ④試験に必要な以外のもの及び荷物に手を触れる行為
  - ⑤監督者の指示に従わない行為

上記の行為を行った者には注意を促し、指示に従わない場合や繰り返し行う場合は退場させ、失格としてください。また、不正行為を行った者はすぐに退場させ、失格としてください。なお、不正行為が検定日後に判明した場合は協会に連絡してください。

#### **4. 遅刻者と棄権者への対応**

##### **4-1. 遅刻者への対応**

・検定開始後 30 分までに入場した者には検定残り時間での受検は許容するが、以後は検定会場には入場させず欠席としてください。遅刻した場合も他の受検者と同じ時刻に終了してください。

##### **4-2. 棄権者への対応**

・検定開始後途中退場者は棄権とし、答案は無効としてください。ただし体調不良等考慮すべき点の大きい場合は棄権とせず、答案は有効とし、退場を許可してください。

#### **5. 検定料の返金**

・欠席者・失格者・棄権者に対する返金は、いかなる理由であっても行いません。

#### **6. 問題用紙と答案用紙の取り扱い**

##### **6-1. 取り扱い・保管**

・問題用紙、答案用紙、その他の送付物は到着後に枚数と内容を確認し、確認後は検定開始まで、問題の内容（出題形式を含む）について一切漏洩が無いよう厳重に保管してください。

##### **6-2. 返送**

・問題用紙、答案用紙、その他返送の必要な書類は検定日当日に返送してください(着信日は翌日以降可)。連絡がなく遅れた場合、無効になることがあります。  
また、答案用紙を回収、返送するまでの間、答案内容に一切手を加えることを禁じます。

#### **7. 緊急時について**

・検定日当日、天災等で検定の実施が困難な場合は、それが決定した時点で協会に問い合わせ、指示に従ってください。

#### **8. 個人情報の取り扱い**

・準会場実施責任者は検定に関する個人情報については、適正に管理し、漏洩などの問題が生じた場合にはその一切の責任を負うこととなります。